

基発1001第6号

平成24年10月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されたので、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項及び第75条第3項の登録教習機関に周知されたい。

なお、関係の団体に対しては、別添のとおり周知、協力の要請をしたので了知されたい。

記

- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地  
名称 富士通株式会社  
事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号
- 2 指定を更新した年月日  
平成24年10月1日

基発1001第7号

平成24年10月1日

別記団体の長

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地  
名称 富士通株式会社  
事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号
- 2 指定を更新した年月日  
平成24年10月1日

別記

送付先
中央労働災害防止協会 会長
建設業労働災害防止協会 会長
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 会長
林業・木材製造業労働災害防止協会 会長
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 会長
鉱業労働災害防止協会 会長
社団法人日本ボイラ協会 会長
一般社団法人日本クレーン協会 会長
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 会長
社団法人全国登録教習機関協会 会長
社団法人建設荷役車両安全技術協会 会長
全国建設労働組合総連合 中央執行委員長
社団法人日本薦工業連合会 会長
社団法人全国火薬類保安協会 会長
社団法人日本碎石協会 会長
全国基礎工事業協同組合連合会 会長



基発1001第7号

平成24年10月1日

中央労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地  
名称 富士通株式会社  
事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号
- 2 指定を更新した年月日  
平成24年10月1日

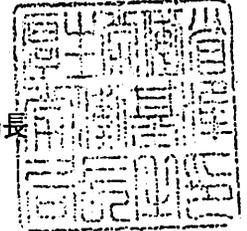


基発1001第7号

平成24年10月1日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地  
名称 富士通株式会社  
事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号
- 2 指定を更新した年月日  
平成24年10月1日

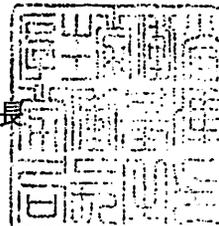


基発1001第7号

平成24年10月1日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地  
名称 富士通株式会社  
事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号
- 2 指定を更新した年月日  
平成24年10月1日

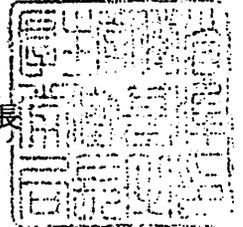


基発1001第7号

平成24年10月1日

林業・木材製造業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地  
名称 富士通株式会社  
事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号
- 2 指定を更新した年月日  
平成24年10月1日

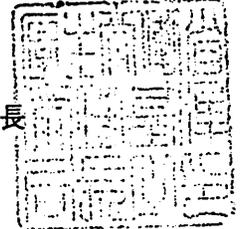


基発1001第7号

平成24年10月1日

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地  
名称 富士通株式会社  
事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号
- 2 指定を更新した年月日  
平成24年10月1日

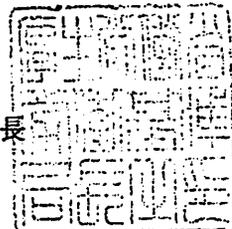


基発1001第7号

平成24年10月1日

鉱業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

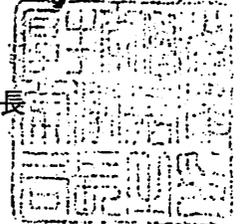
- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地  
名称 富士通株式会社  
事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号
- 2 指定を更新した年月日  
平成24年10月1日

基発1001第7号

平成24年10月1日

社団法人日本ボイラ協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地  
名称 富士通株式会社  
事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号
- 2 指定を更新した年月日  
平成24年10月1日

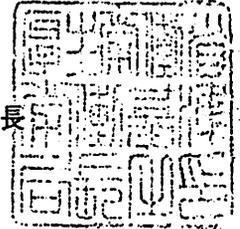


基発1001第7号

平成24年10月1日

一般社団法人日本クレーン協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地  
名称 富士通株式会社  
事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号
- 2 指定を更新した年月日  
平成24年10月1日

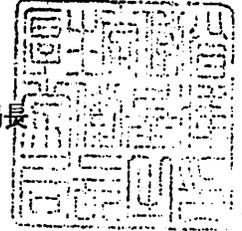


基発1001第7号

平成24年10月1日

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地

名称 富士通株式会社

事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号

2 指定を更新した年月日

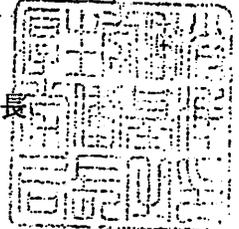
平成24年10月1日

基発1001第7号

平成24年10月1日

社団法人全国登録教習機関協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

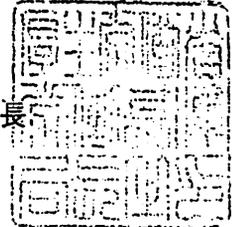
- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地  
名称 富士通株式会社  
事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号
- 2 指定を更新した年月日  
平成24年10月1日

基発1001第7号

平成24年10月1日

社団法人建設荷役車両安全技術協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地  
名称 富士通株式会社  
事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号
- 2 指定を更新した年月日  
平成24年10月1日

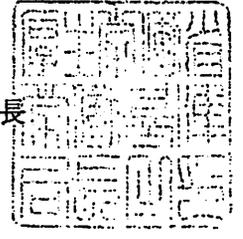


基発1001第7号

平成24年10月1日

全国建設労働組合総連合 中央執行委員長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地  
名称 富士通株式会社  
事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号
- 2 指定を更新した年月日  
平成24年10月1日

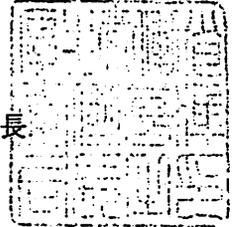


基発1001第7号

平成24年10月1日

社団法人日本篤工業連合会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地

名称 富士通株式会社

事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号

2 指定を更新した年月日

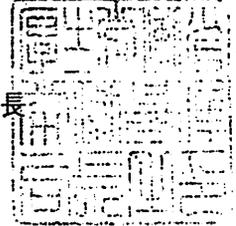
平成24年10月1日

基発1001第7号

平成24年10月1日

社団法人全国火薬類保安協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

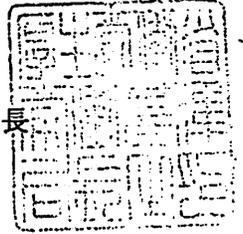
- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地  
名称 富士通株式会社  
事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号
- 2 指定を更新した年月日  
平成24年10月1日

基発1001第7号

平成24年10月1日

社団法人日本砕石協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地

名称 富士通株式会社

事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号

2 指定を更新した年月日

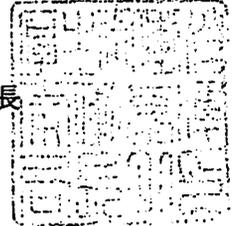
平成24年10月1日

基発1001第7号

平成24年10月1日

全国基礎工事業協同組合連合会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3の4第1項に基づき、下記の機関が平成24年10月1日付けで指定保存交付機関としての指定が更新されましたので、了知いただくとともに、貴団体傘下の技能講習又は教習を行う機関（事務所）に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 指定保存交付機関の名称及び事務所の所在地  
名称 富士通株式会社  
事務所の所在地 東京都港区芝5丁目35番2号
- 2 指定を更新した年月日  
平成24年10月1日